

議第210号

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年11月25日提出

京都市長 門川 大作

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成21年1月1日（第4号及び第5号に掲げる職員にあっては、同年7月1日）から平成22年3月31日まで」を「平成21年12月1日から平成23年3月31日まで」に改め、同条第4号中「100分の3.5」を「100分の2.8」に改め、同条第5号中「100分の2.5」を「100分の1.8」に改める。

第3条中「平成21年1月1日から平成22年3月31日まで」を「平成21年12月1日から平成23年3月31日まで」に改める。

第4条中「平成21年6月」を「平成21年12月、平成22年6月」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

提案理由

現在実施している職員の給与の額の特例措置の期間を延長するとともに、当該特例措置の一部を変更する必要があるので提案する。